

議案第 48 号

多可町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

多可町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 29 年 6 月 6 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町下水道条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町下水道条例（平成17年多可町条例第185号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	処理場の位置	処理区域
多可町中地区 公共下水道処理施設	多可町中区西安田722番地57 ほか	安楽田、東山、田野口、牧野、 鍛冶屋、間子、岸上、天田、高 岸、奥中、茂利、中村町、安 坂、糶屋、坂本、曾我井、森 本、西安田の内 処理場に排水可能な地域
多可町貴船地区特定環境保全 公共下水道処理施設	多可町八千代区下野間684番 地56	中野間、仕出原、下野間の内 処理場に排水可能な地域
多可町杉原谷地区特定環境保 全公共下水道処理施設	多可町加美区門村583番地8	市原、丹治、大袋、三谷、門村 の内 処理場に排水可能な地域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町下水道条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改 正

現 行

別表第1(第2条関係)

別表第1(第2条関係)

名称	処理場の位置	処理区域
多可町中地区 公共下水道処理施設	多可町中区西安田722 番地571ほか	安楽田、東山、田野 口、牧野、鍛冶屋、 間子、岸上、天田、 高岸、奥中、茂利、 中村町、安坂、糺屋、 坂本、曾我井、森本、 西安田の内処理場に 排水可能な地域
多可町貴船地区特定 環境保全公共下水道 処理施設	多可町八千代区下野間 684番地56	中野間、仕出原、下 野間の内処理場に排 水可能な地域
多可町杉原谷地区特 定環境保全公共下水 道処理施設	多可町加美区門村583 番地8	清水の内 処理場に排水可能な 地域 轟、西山の内 処理場に排水可能な 地域

名称	処理場の位置	処理区域
多可町中地区 公共下水道処理施設	多可町中区西安田722 番地571ほか	安楽田、東山、田野 口、牧野、鍛冶屋、 間子、岸上、天田、 高岸、奥中、茂利、 中村町、安坂、糺屋、 坂本、曾我井、森本、 西安田の内処理場に 排水可能な地域
多可町貴船地区特定 環境保全公共下水道 処理施設	多可町八千代区下野間 684番地56	中野間、仕出原、下 野間の内処理場に排 水可能な地域
多可町杉原谷地区特 定環境保全公共下水 道処理施設	多可町加美区清水16番 地1 多可町加美区西山209 番地	清水の内 処理場に排水可能な 地域 轟、西山の内 処理場に排水可能な 地域
多可町加美区門村583 番地8		市原、丹治、大袋、 三谷、門村の内 処理場に排水可能な 地域